[刑事訴訟法]

- 1 設問(1)
- 2 1. 下線部の記載は訴因を特定したものといえるか。
- 3 (1) 訴因とは、具体的な「罪となるべき事実」(256条3項)の記載をいい、
- 4 その特定には①被告人の行為が特定の犯罪構成要件に該当するか否かを判
- 5 別するに足りる具体的事実の記載が必要である。また、訴因には審判対象
- 6 画定機能と防御権告知機能があるところ、防御権については公判手続等で
- 7 も考慮されるから、訴因の特定との関係では②他の犯罪と区別可能な程度
- 8 の記載があれば足りる。
- 9 2. 次に、下線部1つ目から2つ目への訴因変更をすることは可能か。
- 10 (1)「公訴事実の同一性」(312条1項)は訴因変更の限界を画する機能概念
- 11 であるから、新旧両訴因の基本的事実関係の同一性を意味する。その判断
- 12 では、基本的には共通性基準を用いつつ、補完的に非両立性基準を用いる。
- 13 (2) 旧訴因と新訴因では、行為者が特定されているか否かという違いはある
- 14 ものの、両手首に粘着テープを巻き付けて包丁を差し向けるという行為態
- 15 様や、行為の時間や場所なども共通しているから、新旧両訴因の基本的事
- 16 実関係は同一であるといえ、「公訴事実の同一性」が認められる。したがっ
- 17 て、訴因変更は可能である。
- 18 設問(2)
- 19 1. 訴因制度のもとでは審判対象が訴因に限られるから、裁判所が訴因と実質
- 20 的に異なる認定をして有罪判決を下すには、訴因変更手続(312条1項)を
- 21 要する。
- 22 2(1) 訴因は具体的な「罪となるべき事実」の記載である。そして、訴因の審判
- 23 対象画定機能との関係で①審判対象の画定に不可欠な事実に変動があれば
- 24 訴因変更を要する。また、訴因の防御権告知機能との関係で②一般的に被
- 25 告人の防御にとって重要な事実について、検察官が訴因で明示した場合に
- 26 これと異なる認定をするときにも原則として訴因変更を要する。もっとも、
- 27 被告人に不意打ちとならず、かつ認定事実が訴因事実と比べ被告人に不利
- 28 益でないのであれば例外的に訴因変更を要しない。
- 29 (2) まず、訴因では粘着テープを巻き付けたのが甲で、包丁を差し向けたの
- 30 が乙とされていたが、認定ではそれが逆になっているところ、審判対象は

- 1 甲と乙がその場所および時間に V に対して共同して行為をしたかどうかで
- 2 あり、行為者は審判対象の画定に不可欠ではない(①)。次に、包丁を差し
- 3 向けて「殺すぞ」と言いながら顔面を殴るという行為をした者は一般的に
- 4 量刑面で不利になるから、甲がいずれの行為をしたのかは、一般的に防御
- 5 にとって重要な事実である(②前段)。そして、甲が暴行をした余地は訴訟
- 6 において上程されておらず、突然暴行をしたと認定するのは甲に不意打ち
- 7 となるし、甲に不利である(②後段)。
- 8 3. したがって、裁判所が訴因変更なしで二重下線部のような認定をすると争
- 9 点逸脱認定として求釈明義務(規則 208 条 1 項)違反となるから、その認定
- 10 をするためには、訴因変更手続を要する。 以上